

平成 20 年 1 月 21 日  
独立行政法人国立病院機構

### 法的措置の実施を通じた問題

#### ○ 支払督促

- ・ 文書の送付のみとなるので、未払者の反応がない場合がある。
- ・ 異議申立てのあった場合、訴訟に移行せざるを得ない。
- ・ 結果、支払督促が確定しても入金がない場合がある。
- ・ 支払督促から仮執行宣言、さらに強制執行と段階的に手続きを行う必要がある。
- ・ 強制執行を実施しようにも財産の確認が困難であり、差押えができない場合がある。

#### ○ 少額訴訟、訴訟

- ・ 医療費については、債務を認めない場合がほとんどなく、訴訟であっても 1 回で済む場合が多く、少額訴訟と訴訟（140 万円以下の場合）とに、あまり違いがない。
- ・ 少額訴訟（訴訟）では分割払いによる和解となる場合が多く、毎月の弁済額も未払者の申立て金額となるため、支払いが長期化する。
- ・ 分割払いでは、途中で入金が滞る場合があり、結果、通常債権と同様に督促が必要となる。

(注) 法的措置を行っている病院の担当者からの聞き取り